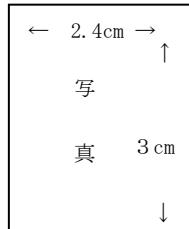


## 登録移転申請書

## 手数料の納入領収書等

張り付け欄



宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。

年      月      日

鳥取県知事 殿

郵便番号 ( )

申請者 住 所

氏名

## 移転前の都道府県知事の受付番号

### 移転前の都道府県知事 の受付年月日

### 移転前の登録番号

移転後の都  
道府県知事

### 移転後の都道府県知事の受付番号

移転後の都道府県知事  
の受付年月日

### 移転後の登録番号

项米

## ◎申請者に関する事項

確認欄

#### ◎移転に関する事項

12 移転前の都道府県知事 移転の理由

◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

確認欄

## 備 考

- ① あて名は移転後の都道府県知事とし、その都道府県知事の発行する証紙をはり付けること。なお、申請書の提出は移転前の都道府県知事にすること。
- ② 申請者は、＊印の欄には記入しないこと。
- ③ 「移転前の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64 のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例) 

1	3
---	---

 — 

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 — 

--

 [東京都知事登録第000100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（才ホ）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山县知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「移転後の都道府県知事」の欄は、上記③の表より該当する都道府県知事のコードを記入すること。この場合、移転後に北海道知事の登録を受けている場合には「01」を記入すること。
- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も、姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては空位の□に「0」を記入すること。

(記入例) 

H	—	0	1	年	0	8	月	2	3	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

M	明治	S	昭和
---	----	---	----

T	大正	H	平成
---	----	---	----

  
[平成元年8月23日の場合]

- ⑦ 「性別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑧ 移転前と移転後において住所、電話番号が異なる場合には、「住所」、「電話番号」の欄には、移転後におけるものを記入すること。
- ⑨ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（自治省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑩ 「住所」の欄は、⑥により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ一（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 

霞	が	関	2	—	1	—	3		
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

- ⑪ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ一（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 

0	3	—	3	5	8	0	—	4	3	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑫ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、

9	9	0	0	0
---	---	---	---	---

と記入すること。

- ⑬ 「本籍」の欄は、⑫により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍とのおりに、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 

霞	が	関	式	丁	目	壱	番	参	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑭ 「移転前の都道府県知事」の欄は、上記③の表により該当する都道府県のコードを記入すること。ただし、移転後の登録を受けている都道府県知事が北海道知事である場合には、51～64 のうち該当するコードを記入すること。

- ⑮ 「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記入すること。

- ⑯ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③の表より該当するコードを記入すること。

ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64 のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例) ⑦に従うこと。また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例) ⑦ 

3	3	(	5	)				1	0	0
---	---	---	---	---	--	--	--	---	---	---

 [岡山県知事(5)第100号の場合]

(記入例) ⑦ 

9	9	(	)					5	0
---	---	---	---	--	--	--	--	---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]